

令和7年第3回五霞町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年9月2日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長の行政報告
- 第 5 承認第 5 号 専決処分の承認について
(令和7年度五霞町一般会計補正予算(第2号))
- 第 6 記問第 1 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めるについて
- 第 7 議案第 35 号 五霞町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 36 号 五霞町空家等対策の推進に関する条例
- 第 9 議案第 37 号 五霞町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 第 10 議案第 38 号 五霞町B & G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 39 号 財産の取得について（土地）
- 第 12 議案第 40 号 工事請負契約の締結について
(五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事)
- 第 13 議案第 41 号 令和7年度五霞町一般会計補正予算(第3号)
- 第 14 議案第 42 号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 15 議案第 43 号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第 16 議案第 44 号 令和7年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 17 議案第 45 号 令和7年度五霞町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 18 議案第 46 号 令和7年度五霞町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 19 議案第 47 号 令和7年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 第 20 議案第 48 号 令和6年度五霞町一般会計歳入歳出決算
- 第 21 議案第 49 号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第 22 議案第 50 号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 23 議案第 51 号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 24 議案第 52 号 令和6年度五霞町水道事業会計決算

- 第25 議案第53号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計決算
第26 議案第54号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計決算
第27 報告第 2号 令和6年度五霞町財政の健全化判断比率等について
第28 報告第 3号 債権の放棄について
第29 報告第 4号 令和6年度株式会社五霞まちづくり交流センター経営状況の報告
第30 発議第 2号 五霞町議会決算特別委員会の設置
第31 陳情第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算
に係る意見書採択を求める陳情
第32 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	猿 橋 正 男 君	2番	小野寺 宗一郎 君
3番	黛 丈 夫 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	土信田 法 男 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	代表監査委員	岩 崎 明 良 君
総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君	まちづくり 戦略課長	吉 郡 健 司 君
会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課	堀 山 康 行 君	健康福祉課長	吉 岡 雅 子 君
こども未来課長	山 下 仁 司 君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	山 田 浩 君

特定プロジェクト
推進課長 大橋 勝君 建設水道課長 園田 和則君
教育次長 荒井 富美子君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり
戦略課主任 田中孝平君

事務局職員出席者

事務局長 曽根正明 書記 高島悠仁
書記 伊藤弘美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（植竹美智雄君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第3回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会には、人事案件をはじめ、条例の新規制定や一部改正並びに各会計の補正予算等、多くの議案が提出され、特に令和6年度の各会計の決算を審議する大事な議会であることから、特別委員会の設置が予定されております。

どうか議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本定例会開催に当たり、去る8月22日、午前10時から議会運営委員会が開催され、別紙、令和7年第3回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されており、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（植竹美智雄君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（植竹美智雄君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和7年第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、専決処分の承認が1件、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めるについてが1件、条例の一部改正が2件、条例の新規制定が2件、財産の取得（土地）についてが1件、工事請負契約の締結についてが1件、予算の補正が7件、決算の認定が7件、令和6年度五霞町財政の健全化判断比率等について、債権の放棄について、令和6年度株式会社五霞まちづくり交流センター経営状況の報告について、以上、合計25件を提案させていただきます。

詳細につきましては、御手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（植竹美智雄君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による本日の議事日程は、御手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植竹美智雄君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により3番 黒川 丈夫君、9番 鈴木喜一郎君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（植竹美智雄君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日9月2日から9月10日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月2日から9月10日までの11日間とすることと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（植竹美智雄君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は御手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

また、本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて、録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力を願いいたします。なお、傍聴席が撮影範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。

また、スマートフォン等の音の出る電子機器類は電源を切るか、音が出ないよう設定をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（植竹美智雄君）続きまして、日程第4、町長から令和6年度の行政施策の成果に関する報告の要請がありましたので、発言を許可いたします。

町長。

[五霞町長 知久清志君 登壇]

○町長（知久清志君）令和6年度の五霞町行政施策の成果を御報告申し上げます。

私は町長就任以来、困難な課題にも躊躇することなく、常にスピード感を持って果敢に挑戦してまいりました。

一方で、まちづくりに当たっては、町民の皆様や各種団体、企業、そして、町が一体となつた「協創のまちづくり」を基本姿勢とし、イベントや各種事業を推進してきました。

また、住み続けたい、住んでみたいと思われる夢のあるまちの実現に向けて新たな取組を積極的に取り入れ、新たなまちづくりを推進しました。

令和6年度における重点分野の成果を次のとおり報告します。

1点目が、子育て支援の充実です。

切れ目のない子育て支援の実現に向け、母子保健と児童福祉を一体的に支援するため、「こども家庭センター」を設置しました。また、課題となっていた放課後児童クラブにおける高学年児童の受け入れについては、町内の両認定こども園での開設に加え、閉館後のごかわ児童館を活用し、有償ボランティアの協力を得ることで高学年児童の利用を可能としました。これにより、放課後の子どもたちの居場所づくりに向けた体制整備を進めました。

令和7年度からは放課後児童クラブの充実を図るために、公設民営化方式による運営を見据え、五霞小学校の改修工事を実施し、各種備品等の整備も行いました。

また、感染や重症化を防ぐ目的で、インフルエンザ及びおたふくかぜの予防接種を無料化しました。

町の定住人口増加に向け、新たに移り住む方のための住宅地整備が喫緊の課題でした。これを解決するため、民間の技術的・経営的ノウハウを活用し、町内2か所に合計30戸の子育て支援住宅の整備に着手しています。

2点目が、健康長寿と福祉の充実です。

高齢者が住み慣れた地域で社会とのつながりを保ち、健康で生きがいのある毎日を生き生きと過ごせるよう、これまで同様に町内7か所で「みんなの居場所づくり」を促進しています。

あわせて、シルバーリハビリ体操や調理実習、認知症セミナーなどの介護予防教室を積極的に開催し、高齢者の生活の質向上や介護予防、健康維持増進に資する取り組みを行ってきました。

また、交通弱者の移動手段を確保し、持続可能な公共交通体系を構築するため、引き続きAIオンデマンド交通の実証運行に取り組みました。

さらに、スマートフォンの操作が不慣れな方を対象に町民向けスマートフォン教室を開催し、情報格差の解消に努めています。

3点目が、新たな産業の振興による魅力あるまちづくりです。

五霞インターチェンジ周辺の第2期産業用地整備に向け、引き続き商業事業者等へのサウンディング調査や県との農林調整協議を進めるとともに、発起人会による協議等も行ってきました。今後も、将来にわたり活力ある町の創造を目指し、着実に事業を推進してまいります。

観光振興に関しては、ごかみらいLabを中心に商品開発を進め、「シン・いばらきメシ総選挙2024」でグランプリを受賞した「シン・茨城あげそば」をはじめ、産官学連携によるクラフトジン「HANABIGin」など、新たな町の名産品の開発に取り組んでいます。

また、町の魅力向上を図るため、地域おこし協力隊2名を採用し、町内のイベントを含めた観光施策を充実させるとともに、イベントの企画運営を通じて関係人口の創出に努め、多くの町外の皆様に来訪いただき楽しんでいただきました。

さらに、新庁舎複合施設をモール型商業施設の隣接地に設置し、新たな人口交流の形成や町の賑わい創出を目指して、基本計画の見直しなどを行いました。

4点目が、教育の充実です。

昨年4月、五霞東小学校と五霞西小学校を統合して五霞小学校が開校し、隣接型小中一貫教育を開始しました。義務教育9年間を見通した教科の系統性や連続性を踏まえた教育課程を編成し、切れ目のない教育体制の構築を目指して学校運営をスタートしました。

質の高い教育を提供するため、ワークワーク事業などの異学年交流や、あいさつ運動・避難訓練といった小中学校の合同行事を実施するとともに、語彙力および読解力の強化を図る学習時間の確保にも努めています。

また、日本語検定の受検支援、小中学校への外国語指導助手(ALT)の配置、実用英語技能検定の補助、さらにEnglishCampの開催など、多様な英語教育の充実にも取り組んでいます。

さらに、一人一台のパソコンを活用し、児童・生徒の理解度や発達段階に応じた効果的な学びを推進しています。

5点目が、安心・安全、災害に強いまちづくりの推進です。

自然災害の激甚化・頻発化が進む中、地震災害および風水害を想定した防災訓練を実施し、災害対策本部の指揮系統の確認や関係機関との円滑な調整を図るとともに、災害時の初期対応の習熟に努めました。

また、訓練にはICTを先駆的に導入し、ドローンによる情報収集を行うほか、参加された町民の皆様にマイナンバーカードを活用した避難所受付や避難所設営の体験もしていただきました。

そのほかにも、特に力を入れて取り組んできた事業の一つが、「ふるさと納税」の推進です。これは自主財源の確保という重要な手段であるとともに、町の特産品を全国にPRできるため、地元産業の活性化にもつながります。私の町長就任時には、寄附金額が1億4,000万円でしたが、令和6年度末には7億1,000万円と、右肩上がりで大幅に増加しています。

また、町の魅力を多くの人に知ってもらうため、町の取り組みや出来事を積極的に記者クラブへ情報提供し、PRタイムズを活用して全国に情報発信を行いました。その結果、町の名前を全国に広く周知できたと考えております。

引き続き、町民の皆様が将来にわたって安心して暮らせるまちの実現と町外から五霞町に住んでみたいと思われるような魅力あるまちの創造のため、限られた資源を効果的に活用し、柔軟かつ迅速に施策を進めてまいります。

以上、これら以外にも多くの事業を実施してまいりましたが、5つの重点分野の主な事業の成果について御報告させていただきます。

次に会計別決算の概要でございます。

1、一般会計。

一般会計決算については、歳入総額60億6,875万7,000円で、対前年度比0.5%の増。歳出総額55億9,350万4,000円で対前年度比2.3%の増となっています。

主な要因として、歳入では、固定資産税の增收、ふるさと応援寄附金が増額となったことによります。歳出では、公共下水道事業会計出資金（繰出金）が減額したものの、今後の複合庁舎整備に向けた基金積立金の増加、ふるさと応援基金積立金が増加したことによります。実質収支は3億9,661万5,000円の黒字、単年度収支は1億4,772万8,000円の赤字、実質単年度収支は7,395万1,000円の赤字となりました。

2、国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険特別会計決算については、歳入総額9億3,453万円で、対前年度比1.7%の増。歳出総額9億2,460万9,000円で、対前年度比0.9%の増となっています。

国民健康保険財政は、現在、県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担い、町は保険料の賦課徴収、資格管理、保険給付等の事務を行っていますが、被保険者の減少などにより、財源確保が厳しい状況にあります。

主な事業としまして、国民健康保険財政の安定的運営を図るために収納率向上に向けた対策の強化、国民健康保険資格の適用適正化の推進、医療費削減効果が高いジェネリック医薬品の推奨、生活習慣病を中心とした疾病予防事業に取り組みました。

3、後期高齢者医療特別会計でございます。

後期高齢者医療特別会計決算については、歳入総額2億5,615万5,000円で、対前年度比7.3%の増。歳出総額2億5,519万3,000円で、対前年度比7.2%の増となっています。

茨城県においては、県内全ての市町村が加入する茨城県後期高齢者医療広域連合が高齢者医療の運営主体となり、被保険者の認定、保険料の賦課、医療の給付、保健事業等を行い、市町村は各種届出の申請受付、相談業務等の窓口業務、保険料の徴収等を行います。

町においても、窓口業務、保険料の徴収のほか、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して後発医薬品の普及推進、歯科健康診査の実施、健康診査の受診率向上、健康診査の結果に基づく生活習慣病重症化予防事業等、被保険者の疾病予防及び健康増進に努めています。

4、介護保険事業特別会計でございます。

介護保険事業特別会計決算については、歳入総額8億1,100万3,000円で対前年度比2.9%の減。歳出総額7億8,568万8,000円で、対前年度比2.0%の減となっています。

介護保険事業では、第9期五霞町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念に基づき、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援とを目的とした地域包括ケアシステムの構築に努めました。

主な事業としましては、引き続き感染症予防をしながら、高齢者の健康寿命の延伸を目指したフレイル予防を実施したほか、地域での活動拠点となる「通いの場」作りを支援し、高齢者の居場所の確保及び孤立化の抑制につなげました。

また、ケアプラン点検、地域ケア個別会議等を行い、介護予防事業及び介護給付が効率的かつ公正・中立に行われるよう適正化事業を推進しました。

5、水道事業会計でございます。

水道事業会計決算については、収益的収入は4億7,720万4,000円で、対前年度比6.0%の増。収益的支出は4億7,171万円で、対前年度比5.4%の増となっています。資本的収入は1億6,720万円で対前年度比60.7%の減、資本的支出は3億3,175万9,000円で、対前年度比42%の減となっています。

収益的収入増の主な要因は水道加入金の増加、他会計補助金の増加によるもので、収益的支出増の主な要因は原水及び浄水費の増加、消費税納付額の増加によるものです。

資本的収入減の主な要因は工事に伴う借入の減少によるもので、資本的支出減の主な要因は企業債償還金の減によるものです。

併せて、年間有収水量は、139万8,265立方メートルとなり、対前年度比2.7%の減となっています。

6、公共下水道事業会計でございます。

公共下水道事業会計決算については、収益的収入は4億1,507万9,000円で、対前年度比0.4%の減、収益的支出は3億9,653万5,000円で、対前年度比3.6%の増となっています。

資本的収入は2億905万2,000円で、対前年度比57.8%の減、資本的支出は2億9,152万6,000円で対前年度比45.0%の減となっています。

収益的収入減の主な要因は、人口減少に伴う料金収入の減少によるもので、収益的支出増の主な要因は処理場費、減価償却費が増加したことによるものです。

資本的収入減の主な要因は、ストックマネジメント計画による設備の改築に係る事業費の減少によるもので、資本的支出減の主な要因はストックマネジメント計画による設備の改築に係る工事請負費の減少、企業債償還金の減少によるものです。

7、農業集落排水事業会計でございます。

農業集落排水事業会計決算については、収益的収入は2億616万1,000円で対前年度比2.4%の減、収益的支出は1億9,447万8,000円で、対前年度比3.9%の減となっています。

資本的収入は、5,947万2,000円で対前年度比14.2%の増、資本的支出は8,133万3,000円で対前年度比7.1%の減となっています。

収益的収入減の主な要因は、人口減少に伴う使用料収入の減少によるもので、収益的支出減の主な要因は、人事異動に伴い人件費が減少したことによるものです。

資本的収入増の主な要因は、受益者負担金及び基金繰入金の皆増によるものです。資本的支出減の主な要因は、建設改良費及び企業債償還金の減少によるものです。

令和6年度の各会計決算の審査に当たり、主な行政施策の成果について報告させていただきました。

各事業、取組の詳細及び決算の内容については、別添の「令和6年度五霞町各会計別決算の主なる施策の成果に関する説明書」に基づき、委員会審議の中で詳細に御説明申し上げたいと存じます。

議員各位の御理解をいただき、原案のとおり御承認いただきたく、よろしくお願ひ申し上げ、令和6年度の五霞町行政施策の成果に関する報告とさせていただきます。

令和7年9月2日、五霞町長 知久清志。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）これより議事に入ります。

日程第5、承認第5号 専決処分の承認について（令和7年度五霞町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第5号について、物価高騰の影響を受けた生活者を速やかに支援するための経費に係る補正予算について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものです。

議案書3ページをお開き願います。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,343万5,000円を追加し、総額をそれぞれ64億7,797万1,000円としたものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

続いて、総務課長の補足説明をお願いいたします。

はい、総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）はい。承認第5号について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

令和7年度五霞町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,343万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、64億7,797万1,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金3,343万5,000円の追加でございます。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するための事業に対して交付される重点支援地方交付金を追加するものでございます。

続いて、議案書9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、2項1目税務総務費、定額減税不足額給付金事業でございます。昨年度に実施されました定額減税におきまして、減税し切れないと見込まれる方を対象とした調整給付について、令和6年度分確定所得税によりまして再計算をし、不足額を補うために要する事務費として職員の時間外勤務手当、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を343万5,000円、また、事業費として扶助費、給付する額3,000万円、合わせまして3,343万5,000円を追加するものでございます。

説明は、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号を採決いたします。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、承認第5号 専決処分の承認について（令和7年度五霞町一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続きまして、日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）諮問第1号について御提案申し上げます。

議案書 11 ページをお開き願います。

現在、人権擁護委員である藤沼光市氏が、令和 7 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、引き続き人権擁護委員として藤沼光市氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものです。

参考資料として候補者の履歴を御手元に配付させていただきましたので、御審議の上、御意見賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

諮問第 1 号を採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、藤沼光市氏は適任であると答申することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、諮問第 1 号は、人権擁護委員の候補者として藤沼光市氏は適任であると答申することに決しました。

◎議案第 35 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続きまして、日程第 7、議案第 35 号 五霞町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 35 号について御提案申し上げます。

議案書 13 ページをお開き願います。

町では、公共施設を管理・運営し、施設サービスを提供するため、施設の維持管理費用の一部を利用者が負担するという受益者負担の原則により、利用者から使用料を徴収しています。

昨今の社会情勢や物価変動などを踏まえ、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、「公共施設使用料設定に関する基本的な考え方」を策定し、五霞町隣保館の設置及び管理に関する条例で定める五霞ふれあいセンターの使用料金を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第8、議案第36号 五霞町空家等対策の推進に関する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第36号について御提案申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

五霞町空家等対策の推進に関する条例については、空家等に関する対策について必要な事項を定めることで、良好な生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、安心・安全なまちづくりの推進に資することを目的に制定するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第36号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第9、議案第37号 五霞町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第37号について御提案申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

令和5年6月に国から示されたこども未来戦略方針において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として、こども誰でも通園制度が創設されました。

これに伴い、事業を実施する自治体において、認可基準を定める必要があることから、内閣府令に規定する認可基準に基づき、本条例を新規制定するものです。

本定例会には常任委員会が予定されています。詳細については、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第10、議案第38号 五霞町B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第38号について御提案申し上げます。

議案書28ページをお開き願います。

町では、公共施設を管理・運営し、施設サービスを提供するため、施設の維持管理費用の一部を利用者が負担するという受益者負担の原則により、利用者から使用料を徴収しています。

昨今の社会情勢や物価変動などを踏まえ、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、「公共施設使用料設定に関する基本的な考え方」を策定し、五霞町B&G海洋センター管理及び運営に関する条例で規定されている五霞町B&G海洋センターの使用料金を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細については、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第11、議案第39号 財産の取得について（土地）を議題とします。

本案につきましては、4番 山本芳秀議員の一身上に関する議案と認められますので、地方自治法第117条の規定により、山本芳秀議員の退場を求めます。

[4番 山本芳秀君 退場]

○議長（植竹美智雄君）町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第39号について御提案申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

複合庁舎周辺整備事業に係る財産、土地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）統いて、特定プロジェクト推進課長の補足説明を願います。

特定プロジェクト推進課長。

○特定プロジェクト推進課長（大橋 勝君）議案第39号について御説明申し上げます。

議案書31ページをお願いしたいと思います。

内容につきましては、現在複合庁舎が建設並びに商業施設誘致を進めている複合庁舎周辺地整備事業用地である土地の取得でございます。

取得の目的につきましては、複合庁舎周辺整備事業用地でございます。

取得する地番につきましては、五霞町大字新幸谷字下耕地357番1、ほか13筆でございます。

取得する地目につきましては、畠、雑種地及び宅地となってございます。

取得の地積につきましては、19,718.98平米でございます。

取得の金額につきましては、7,464万1,700円でございます。

契約の相手につきましては、五霞町大字新幸谷341番地 片山きよ子氏、ほか9名となってございます。

なお、詳細につきましては、32ページに取得する財産、土地の一覧、さらには、33ページに図面を添付してございますので、御確認のほうをお願いしたいと思います。

以上になります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、10番 横下議員。

○10番（横下周一郎君）一つだけ、ちょっと質問させていただきます。

この土地の取得に関して異議はございませんけれども、金額の基準となるもの、畠、雑種地及び宅地の基準となるのは、これ路線価によるものなのか、その辺のところの金額というものは幾らくらいなのか、参考のために聞いておきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）はい、大橋課長。

○特定プロジェクト推進課長（大橋 勝君）まず、この単価の基準にさせていただいた部分でございますが、国税庁のほうで評価倍率表というのがございます。これに対して、土地の固定資産税1平米当たりに、その倍率表を掛けた金額を単価とさせていただいたというところでございます。新幸谷の当該地の部分につきましては、農地で3,000円～3,750円。それと、雑種地、あるいは宅地というところでは、6,000円～7,000円というような金額になってございます。

以上です。

○議長（植竹美智雄君）はい。以上です。

質疑を終わりたいと思います。

これより採決に入ります。

議案39号を採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）はい、全員起立です。

着席願います。

よって、議案第39号 財産の取得について（土地）は、原案のとおり可決されました。

山本芳秀議員の入場を許可します。

[4番 山本芳秀君 入場]

○議長（植竹美智雄君）山本議員に審議結果を報告いたします。

議案第39号 財産の取得について（土地）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第12、議案第40号 工事請負契約の締結について（五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事）を議題とします。

町長から提案理由を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第40号について御提案申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事にかかる工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、教育次長の補足説明をお願いします。

教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）議案第40号について御説明申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

今回の工事は、五霞町立五霞中学校の屋内運動場及び武道場に空調の設備を行うもので、屋内運動場に12台、武道場に8台の計20台の空調設備を設置いたします。また、それに伴います電気工事、建設工事となります。

契約の目的です。五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事の施工です。

契約の方法としましては、指名競争入札によるものです。

契約金額は、消費税を含め9,747万1,000円です。

契約の相手方は、茨城県猿島郡五霞町大字大福田733番地5、株式会社三浦工務店 代表取締役 三浦富光男です。

工期につきましては、議決の翌日から180日間で設定しております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号を採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第40号 工事請負契約の締結について（五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号～議案第47号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。

日程第13、議案第41号 令和7年度五霞町一般会計補正予算（第3号）から日程第19、議案第47号 令和7年度五霞町農業集落排水事業会計特補正予算（第1号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第47号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第41号から議案第47号まで一括して御提案申し上げます。

議案書37ページをお開き願います。

初めに、議案第41号 令和7年度五霞町一般会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,271万4,000円を追加し、総額をそれぞれ65億4,068万5,000円とするものです。

続きまして、議案書64ページをお開き願います。

次に、議案第42号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ728万円を追加し、総額をそれぞれ9億2,328万円とするものです。

続きまして、議案書73ページをお開き願います。

次に、議案第43号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ279万1,000円を追加し、総額をそれぞれ2億5,779万1,000円とするものです。

続きまして、議案書82ページをお開き願います。

次に、議案第44号 令和7年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,087万1,000円を追加し、総額をそれぞれ8億7,731万1,000円とするものです。

議案書92ページをお開き願います。

次に、議案第45号 令和7年度五霞町水道事業会計補正予算（第1号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出とともに89万2,000円を追加するものです。また、資本的収入及び支出において、支出から723万9,000円を減額するものです。

続きまして、議案書101ページをお開き願います。

次に、議案第46号 令和7年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第1号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出とともに616万円を追加するものです。また、資本的収入及び支出において、支出に59万円を追加するものです。

続きまして、議案書109ページをお開き願います。

次に、議案第47号 令和7年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出とともに35万9,000円を追加するものです。

これら各会計の補正予算については、本定例会には常任委員会が予定されています。詳細につきましては、各委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 41 号から議案第 47 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号から議案第 47 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 48 号～議案第 54 号の一括上程、説明

○議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。

日程第 20、議案第 48 号 令和 6 年度五霞町一般会計歳入歳出決算から日程第 26、議案第 54 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計決算までは、令和 6 年度各会計決算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号から議案第 54 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 48 号から議案第 54 号までを一括して御提案申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほどの行政施策の成果に関する報告の中で申し上げたとおりです。

各会計の決算は、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付すべきものとされており、監査委員の審査につきましては、去る 8 月 5 日及び 6 日の 2 日間、審査を実施し、意見書をいただいているところです。

これら各会計の決算書及び主なる施策の成果については、本定例会には決算特別委員会が予定されています。詳細につきましては、決算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）次に、本来ならば、担当課長から各会計における決算の補足説明を願うところではありますが、決算特別委員会への付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認め、補足説明を省略いたします。

以上で、各会計における決算の説明が終わりました。

◎監査委員の決算審査等の報告

○議長（植竹美智雄君）ここで、監査委員の決算審査意見書及び健全化判断比率等審査意見書が配付されております。また、併せて教育委員会の事務事業等に関する報告書が配付されております。

それでは、岩崎代表監査委員から決算審査等の報告及び教育委員会の事務事業に関する報告を願います。

岩崎監査委員、どうぞお願いします。

[五霞町代表監査委員 岩崎明良君 登壇]

○代表監査委員（岩崎明良君）皆さん、こんにちは。

代表監査委員の岩崎でございます。

初めに、知久町長様をはじめ、職員の皆様方には日々、町政運営に御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和6年度各会計決算に関わる審査及び基金運用状況審査並びに健全化判断比率等審査を実施いたしましたので、その結果について御報告いたします。

各審査の概要は、意見書に記載のとおりでございます。

初めに、令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の結果について申し上げます。

審査の結果、決算書及び同添付書類はいずれも関係法令に準拠して調製されており、計数に誤りなく正確であると認められました。また、基金の状況につきましては、適正に運用されていると認められました。

審査の意見としましては、決算状況について、人口減少対策・定住促進について、情報発信の取組について、ふるさと応援寄附金について、安心・安全なまちづくりについて、以上5点ほどを挙げております。

特に、2点目の人口減少対策・定住促進につきましては、新たな取組である子育て支援住宅やごかつ子クラブの実施など、子育て世帯を対象にした施策に期待しております。引き続き各種事業に取り組んでいただき、人口減少対策・定住促進が図られますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、令和6年度公営企業会計決算審査の結果について申し上げます。

審査の結果、各公営企業会計の決算書及び同附属書類はいずれも関係法令に準拠して調製されており、計数に誤りなく正確であると認められました。

なお、審査の意見としまして、人口減少が加速する中、単独で浄水施設を保有していくことは、将来的に町財政の重荷になっていくことが課題であり、水道事業の広域化について引き続き埼玉県との協議をお願いしたいと存じます。

最後に、健全化判断比率等審査の結果でございます。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、個別意見としまして、健全化判断比率及び資金不足比率とともに、数字上は健全段階ではあるものの、五霞町のような財政規模が小さい町では、算定の基礎となる数値が多少変化しただけで、数値が急激に変化することが起こりますので、限りある財源を有効に活用し、より一層の財政健全化に努められますよう要望させていただきます。

以上、審査結果の概要であります。

詳細につきましては、別紙意見書のとおりでありますので、議員の皆様方には、慎重審査の上、御審議くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況について、外部評価委員として点検評価を行いました。

教育委員会事務局より学校教育、生涯学習・スポーツの振興、人権教育の推進など、事務事業の現行と課題、施策の内容について詳細な説明を受けました。

外部評価として、児童・生徒の学力向上や教職員の資質能力の向上への取組を更に充実させること、また、生涯学習・スポーツ振興の推進や文化財保護活動も重要であり、今後も継続的に取り組んでいただくことを要望させていただきました。

なお、報告書につきましては、机上に配付させていただきますので、詳細については御確認ください。

以上、私からの報告といたします。

令和7年9月2日、五霞町代表審査委員 岩崎明良。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）以上で監査委員の報告が終わりました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第27、報告第2号 令和6年度五霞町財政の健全化判断比率等についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 報告第2号について、御報告申し上げます。

議案書122ページをお開き願います。

財政の健全化判断比率等の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき早期健全化、財政の再生の2段階で、財政の健全化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせた地方公共団体全体の財政状況を明らかにしようとするもので、令和6年度決算に係る財政の健全化判断比率を報告するものです。

特に、実質公債比率ですが、前年度対比0.5ポイント減の14.1%という結果となりました。

また、将来負担比率ですが、前年度対比34.3ポイント減の0%となりました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君） 続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君） それでは、報告第2号について御説明いたします。

議案書122ページをお開き願います。

令和6年度五霞町財政の健全化判断比率等について御説明いたします。

まず、1の概要でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、公表するものでございます。

2の算定の結果でございます。

5項目の指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに全ての会計が黒字でございましたので該当はしません。

次に、実質公債費比率でございますが、本年度は14.1%と、前年度と比較すると0.5ポイントの減少となりました。

主な要因としましては、地方債の元利償還金の減少と標準税収入額の増加によるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、町が将来にわたって負担する全ての負債の割合で、本年度は充当可能基金が増加したことにより、比率については該当なしとなりました。

次に、資金不足比率でございますが、いずれの公営企業会計とともに資金不足比率、赤字は生じていないため該当はなしとなりました。

以上のとおり、報告をいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第2号について、報告のとおりといたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（植竹美智雄君） 続いて、日程第28、報告第3号 債務の放棄についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 報告第3号について、御報告申し上げます。

議案書124ページをお開き願います。

債権の放棄は、町が管理する債権について、五霞町債権管理条例第16条第1項の規定に基づき放棄した債権を同条第2項の規定に基づき、決算の認定を行う議会で報告するものです。

町が管理する債権のうち、令和6年度に放棄した債権は、水道事業会計分11人、17万5,895円です。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君） 続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

議案書124ページをお願いいたします。

町が保有する債権については、各担当職員が連携し、日々、回収努力を重ねておますが、その中でも、死亡や行方不明、転出等により債務履行の見込みがないと認められる債権について、五霞町債権管理条例第16条第1項の規定に基づき、債権を放棄しております。

令和6年度に放棄した債権につきましては、資料のとおり、水道事業会計におきまして、水道料金11人分、件数としましては41件、金額については17万5,895円でございます。

以上のとおり報告いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第3号については、報告のとおりといたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（植竹美智雄君） 続いて、日程第29、報告第4号 令和6年度株式会社五霞まちづくり交流センター経営状況の報告についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 報告第4号について御報告いたします。

議案書125ページをお開き願います。

令和7年5月29日に開催された株式会社五霞まちづくり交流センターの株主総会において、令和6年度の決算が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告するものです。

令和6年度は、長かった新型コロナウイルス感染症対策による自粛生活も落ち着き、人流も順調に回復してきました。売上もふるさと納税の寄附金による給付増による返礼品の増加、シン・いばらきメシ総選挙2024では、シン茨城あげそばがグランプリを獲得し、当駅及び各イベントで多くの販売実績を残すことができました。また、3月には店内の改装、物産品及び農産物の売場の統合などを行い、より買物しやすい環境となりました。

その中で、道の駅ごかの令和6年度の売上高は3億7,511万円となり、令和3年度の2億8,000万円、令和4年度の3億円、令和5年度の3億1,125万円から徐々に回復の兆しが見られる状況となりました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君） 続いて産業課長の補足説明を願います。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君） それでは、報告第4号について御説明申し上げます。

議案書125ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、令和6年度における株式会社五霞まちづくり交流センターの経営状況について御報告するものでございます。

続いて、議案書126ページをお開き願います。

こちらは、令和6年度道の駅ごかの事業報告でございます。

4月に開業19周年記念イベントを実施しまして、それを皮切りに、季節フェアやキャンペーン企画など、127ページにわたりまして合計31件の事業を実施しました。

続いて、議案書128ページをお願いします。

ここからが令和6年度第21期の決算報告書になります。

議案書129ページをお願いいたします。

始めに貸借対照表になります。こちらは、決算時における企業の財政状況等を表すものでございます。

まず、左の欄、資産の部の合計でございますが、2億5,129万3,955円。続いて、右の欄、上段負債の部でございますが、合計1億6,739万4,436円。さらにその下でございます。純資産の部合計でございますが、8,389万9,519円。負債の部、純資産の部の合計としまして2億5,129万3,955円でございます。

続いて、議案書130ページをお願いします。

こちらは損益計算書でございます。

決算期の企業の経営状況を表すものでございます。まずは、中ほどでございます。売上高の合計の欄を御覧ください。令和6年度売上高合計は、3億7,511万4,522円で、前年対比6,386万円の増となりました。その内訳でございますが、最上段です。飲食売上高でございますけれども、7,962万4,023円で、前年対比5,886万円の増となりました。

続いて、その下でございますが、物産売上高に関しましては、1億7,738万6,484円で、開発商品の売上やふるさと納税返礼品の増加など、ごかみらいLabの活動の成果によるところが大きく、前年対比2,694万円と昨年に引き続き増となりました。

また、昨年オープンしましたベーカリー「エルカミーノ」も順調な伸びを示しております。製パンの売上としまして3,446万1,451円となってございます。

続きまして、売上原価の合計でございますが、1億7,806万7,391円ですが、こちらにつきましては、仕入れに係る経費でございまして、物価高騰等の要因もございまして、前年対比1,842万円の増となってございます。

続いて、販売費及び一般管理費合計は1億9,090万4,929円でありまして、前年対比2,548万円の増となってございます。

議案書の131ページがその内訳となってございますが、全体的に物価高騰によりまして増加傾向となってございます。

また、特徴的な傾向としましては、スマートフォンなどによります電子決済の拡大によりまして、下から7行目になりますが、キャッシュレス決済手数料が年々増加傾向にございます。

再度130ページをお願いいたします。

続きまして、営業外収益の合計でございますが、289万2,683円で、前年対比103万円の減であります。営業外費用の合計としましては73万7,049円で、前年対比85万円の減となってございます。

続いて、経常利益損失でございますけれども、こちらにつきましては、829万7,836円でありまして、そこから特別損失の15万7,500円、法人税、住民税の21万1,000円を引いた一番下になりますが、792万9,336円が当期の純利益となってございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第4号については、報告のとおりといたします。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（植竹美智雄君） 続いて、日程第30、発議第2号 五霞町議会決算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります新井 庫君から提案理由の説明を求めます。

新井 庫議員。

[6番 新井 庫君 登壇]

○6番（新井 庫君） 6番議員の新井でございます。

発議第2号 五霞町議会決算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

本日の会議冒頭、知久町長から令和6年度の行政施策の成果等に関し報告がありました。

執行部の皆様には、町民福祉向上のため、各種事業を推進していただきましたことに対し、厚く感謝申し上げます。

そのような中、令和6年度決算の概要を見ますと、一般会計における歳入歳出決算は、令和5年度を上回り、過去最大の決算額となっており、今後、町においては、役場庁舎の建て替えや、それに伴う周辺整備、上下水道施設など生活インフラの老朽化対策など、多くの財源を必要とする事業が控えております。

しかしながら、そのような中にあっても、持続可能な財政運営を確実に進めていくためには、行財政全般にわたって監視機能を委ねられている我々議会の責任は極めて重大であり、これら決算認定に当たっては、慎重に審査すべきものと考え、決算特別委員会の設置を提案するものであります。

決算特別委員会の内容等については、別紙1から3までのとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号～議案第54号の委員会付託

○議長（植竹美智雄君） お諮りいたします。

議案第48号から議案第54号までの令和6年度各会計決算については8人の委員で構成する決算特別委員会へ付託し審査することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第54号は付託一覧表のとおり、決算特別委員会へ付託することに決しました。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（植竹美智雄君） 続いて、日程第31、陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める陳情を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第1号は、会議規則第87条の規定により、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。
よって、陳情第1号は、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎休会の件

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第32、休会の件を議題とします。
お諮りいたします。
委員会審査及び議案調査の都合により、本会議を明日9月3日から9月9日まで休会したい
と思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。
よって、明日9月3日から9月9日まで本会議を休会いたします。
次の本会議は10日午前10時から開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（植竹美智雄君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

散会 午前11時29分

